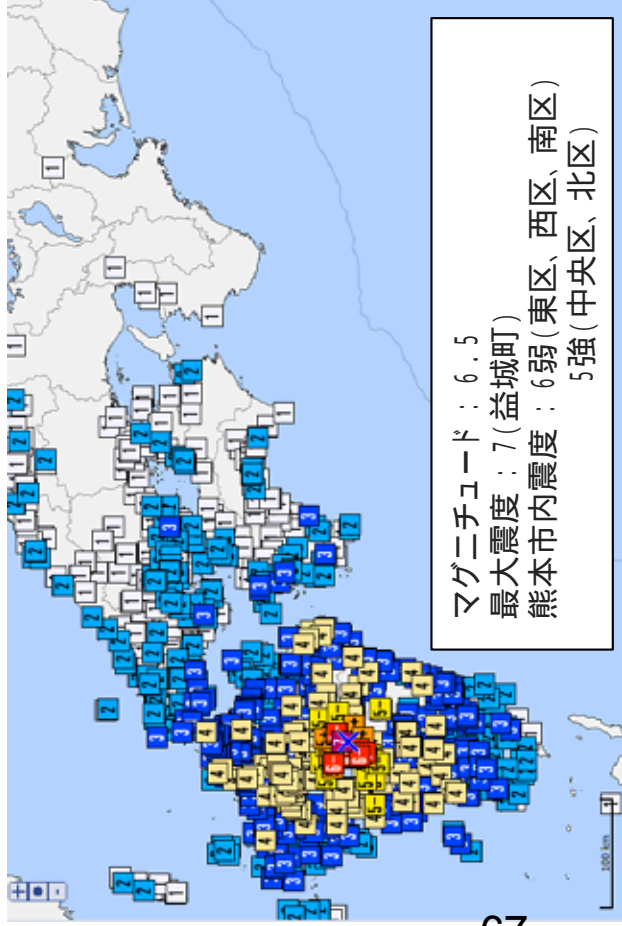
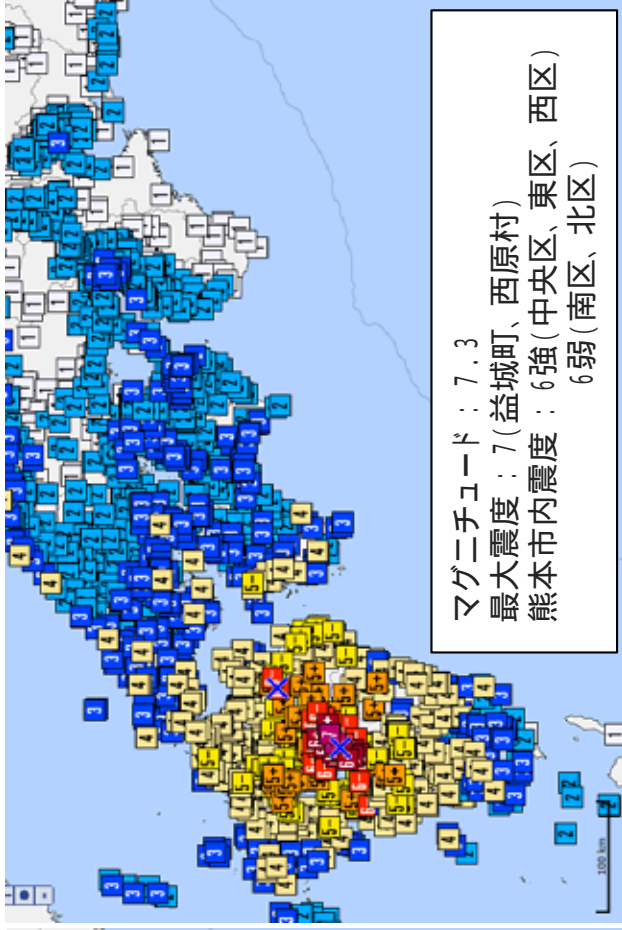


# 平成28年熊本大地震の概要

前震 (2016年4月14日 21:26)



本震 (2016年4月16日 1:25)



(出典) 気象庁ホームページ

# 被害状況

## 人的被害

死者 85人(直接死6人 関連死79人)  
重傷者 768人(重度の障がい者5人を含む)

## 住家被害(り災証明書交付件数)

全壊 5,763件  
大規模半壊 8,952件  
半壊 38,867件  
一部損壊 81,907件

## 宅地被害の状況(推計)

がけ崩れ被害戸数 約4,300戸  
(造成宅地変状箇所内の箇所を含む)  
液状化被害戸数 約2,900戸  
計 約7,200戸

東区沼山津  
建物倒壊



南区近見地区  
液状化箇所



東区戸島町  
東部環境工場 ダクト類破損



# 災害廃棄物の発生量

平成29年3月末時点の情報を基に、解体件数を約13,900件と想定し、災害廃棄物の発生量を推計

種類	発生量(推計)	備考
コンクリート類	730,000t	セメント瓦含む
木くず	154,000t	家具類含む
瓦くず	60,000t	焼き瓦
金属くず	41,000t	アルミサッシ 等
混合ガレキ	492,000t	<b>廃石膏ボード</b> 、土砂混じり 解体残さ 等
その他	2,000t	可燃物、畳、家電4品目、 処理困難物 等
合計	1,479,000t	

今後、損壊家屋等の解体・撤去の状況等を踏まえ、災害廃棄物処理の各過程において災害廃棄物の量及び質に係る精査を行うこととしており、災害廃棄物の推計量について変動しうることに留意。



# 石膏ボードの処理状況



U 発生量 (H30.3末現在) 26,304t  
これらのうち、約26,000tが埋立処分された  
これは、熊本市の1年間の家庭ごみ埋立量  
(約28,000t)に匹敵する



U 今回の地震でリサイクルされ  
た廃石膏ボード  
約34t (全体の0.1%)



# 具体的な支障例

廃石膏ボード(ガラスくず)の破碎施設は、廃棄物処理法の特例が使えなかったため、再資源化が可能な廃石膏ボードであっても、そのほとんどが埋立処分せざるを得なかった。

## 廃棄物処理法第15条の2の5第2項に規定する特例……

- そもそも、廃石膏ボードの破碎施設は、家屋解体あるいは新築に伴い発生する産業廃棄物を想定しており、一般廃棄物処理施設の許可を出している自治体は少ないのが現状である。
- また、廃石膏ボードの破碎施設は、廃棄物処理法第15条の許可対象施設に該当しないため、同法第15条の2の5第2項の規定に基づく特例は適用されない。

## 廃棄物処理法第15条の2の5

(産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例)

第15条の2の5 産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものをその処理施設において処理する場合において、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その処理施設において処理する一般廃棄物の種類その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出たときは、第八条第一項の規定にかかわらず、同項の許可を受けないで、その処理施設を当該一般廃棄物を処理する一般廃棄物処理施設として設置することができる。

2 前項に規定する場合において、非常災害のために必要な応急措置として同項の廃棄物を処理するときは、同項の規定にかかわらず、**その処理を開始した後、遅滞なく、その旨及び同項に規定する事項を届け出ることをもって足りる。**

それでは、災害廃棄物(一般廃棄物)である廃石膏ボードを処理するためには……

# 具体的な支障例

## 廃棄物処理法第9条の3の3に規定する特例……

- 非常災害に係る一般廃棄物処理施設の特例を受けるためには、当該一般廃棄物処理施設を設置する場所の自治体が、法第9条の3の3に基づく条例を定めておく必要があるが、これらの条例を定めている自治体は少なく、熊本地震のように広域で処理する場合、受け入れ先の自治体に条例がない場合、この特例は使えない。

【法第9条の3の3に基づく条例を制定している自治体】

(平成27年度現在 条例改正済は横浜市、静岡市、広島市の3市、改正予定は函館市、金沢市、岐阜市の3市)  
熊本市は平成28年度に条例改正済み。

## 廃棄物処理法第9条の3の3

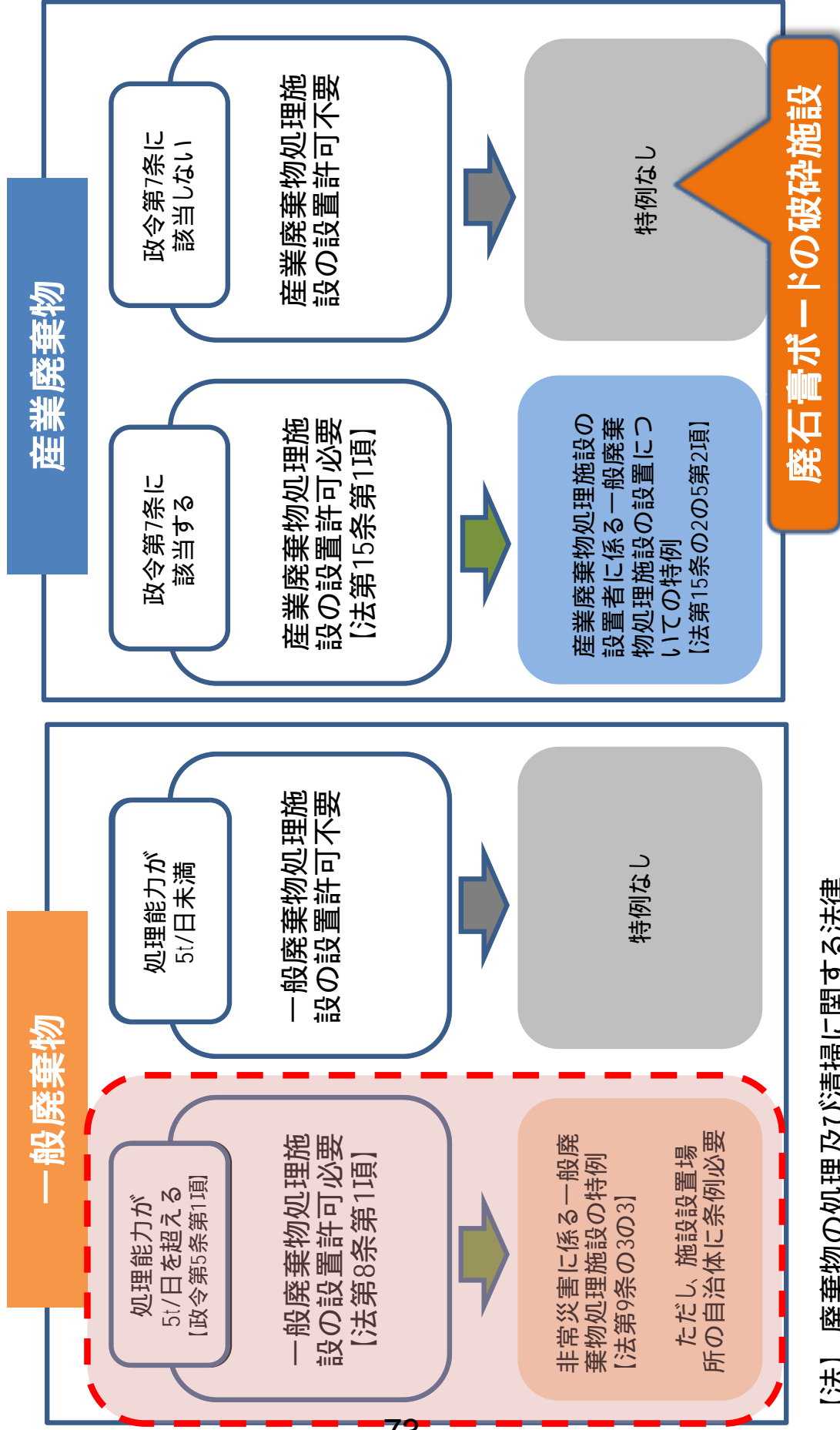
(非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例)

第9条の3の3 市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者は、当該処分を行うための一般廃棄物処理施設(一般廃棄物の最終処分場であるものを除く。)を設置しようとするときは、第八条第一項の規定にかかわらず、環境省令で定めるところにより、同条第二項各号に掲げる事項を記載した書類及び当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

2 前項の規定による届出をしようとする者は、同項に規定する第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類を作成するに当たっては、政令で定める事項について条例で定めるところにより、前項に規定する調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供さなければならぬ。この場合において、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、**政令で定める事項について条例で定めるところにより**、当該届出をしようとする者に対し、生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。

3 (略)

# 廃棄物処理施設の種類の種類と特例措置の関係



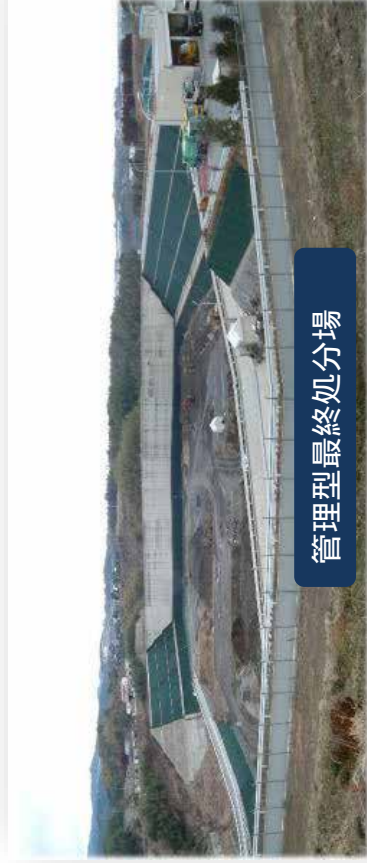
【法】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
 【政令】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令  
 【政令第7条】 法第15条第1項に基づく産業廃棄物処理施設を定めた政令



# 最終処分場の容量には限りがある

## 災害廃棄物も可能な限り再資源化を図る

- 法第2条の3第2項では「非常災害による生じた廃棄物は、当該廃棄物の発生量が著しく多量であることを踏まえ（中略）分別、再生利用等によるその減量が図られるよう、適切な配慮がなされなければならない。」とあるが、大規模地震災害の場合、多くの家屋が倒壊する蓋然性が高いため、石膏ボードや木くずは特に多量に発生することが予想される。
- 廃石膏ボードを最終処分する場合、条件によっては硫化水素が発生することがある点からも、リサイクル可能な施設において速やかに再資源化することが望ましい。



管理型最終処分場



中間処理イメージ



## 提案の内容と効果

災害時に大量発生する廃石膏ボードの処理について、「産業廃棄物の許可対象以外の施設」でも応急的に処理を可能とする特例措置を設ける。

災害廃棄物処理の迅速化が図られ、再資源化を促進することができる。

本来的には、災害時には自治体の適正な判断のもとで、全ての「産業廃棄物処理施設許可対象以外」の特例の対象となることが望むが、過去の被災経験から特に制度の支障を感じた廃棄物（廃石膏ボード）について提案するものです。

# 教員免許に係る制度の見直し

平成30年7月6日

長野県



## 1-1・教員免許更新制の概要

導入 平成21年4月

目的 教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付け、社会の尊敬と信頼を得ることを目指す。

課題 **新免許状所持者と旧免許状所持者**  
の取扱いに違い

# 1-2・教員免許更新制の概要

## 新旧免許状の違い

区分等	旧免許状所持者	新免許状所持者
免許状の取得時期	H21.3.31以前に免許状を取得 H21.4.1以降に追加取得しても旧免許	H21.4.1以降に初めて免許状を取得
免許状の有効期間 (修了確認期限)	生年月日により区分された修了確認期限を規定	免許状授与に必要な資格取得日の10年後の 年度末が有効期間
有効期間(修了確認 期限)の記載	免許状に修了確認期限の記載なし	免許状に有効期間の記載あり
有効期間(修了確認 期限)の延期	可能 休職者、免許状追加取得者等が対象 申請による(自動延期されない)	可能 休職者等対象(免許状追加取得者非対象) 申請による(自動延期されない)
複数の免許状所持の 場合の有効期間 (修了確認期限)	直近の免許状の授与日から10年後まで、修了確認期限の延期が可能 申請による(自動延期されない) 更新講習の受講義務者に限る 生年月日により規定された修了確認期限と異なる	最も遅く満了する免許状の有効期間に統一される(追加取得した最新の免許状の有効期間に統一) 自動的に統一
免許状の失効	申請期限までに手続きが終了しない現職教員の免許は失効 手続きが終了しない現職教員以外の者の免許状は「休眠状態」。更新講習受講後、回復申請により有効な免許状に。	申請期限までに手続きが終了しない全ての者の免許は失効



## 2-1・支障事例

### 新免許状と旧免許状の2制度

現場の教員  
が混乱

制度が複雑

自分は  
新免許？  
旧免許？

免許の期限  
っていつ？

更新手続き  
しなかった

## 2-2・支障事例

その結果・・・

全国で

91,987名のうち201名が免許失効

【文部科学省統計】H29.3末全国現職教員の更新状況

公立学校現職教員9名が失職

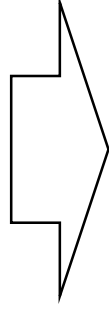
(H29.1～6各県HP公表)



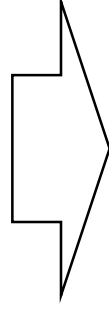
- ・教員は無職に
- ・生徒や学校に多大な影響

## 2-3・支障事例

学校運営に影響を与えないためには・・・



**教員の免許更新時期を把握せざるを得ない**



そこで、長野県では・・・

**免許更新状況調査を毎年実施**

## 2-4・支障事例



### 免許更新状況調査とは・・・

対象：県内全ての国公立幼・小・中・高の現職教員

対象数：約17,000人（約1,600人/年）

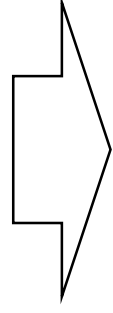
調査回数：年3回

調査方法：管理職が教員に聞き取り調査

当該年度の更新対象者が

更新講習を受講したか、

更新申請を行なったか等



教育委員会、学校とも大きな負担に



## 2-5・支障事例

### H29 全国的に保有者情報整備を実施

対象：全ての国公立幼・小・中・高の現職教員

対象数：約17,000人（長野県内分）

調査方法：対象者が保有する全ての免許状を確認

83

対象者の全免許状データを括り付け

対象者毎の全免許状データリストを配布



今後も新規採用者を対象に整備を実施



これも教育委員会、学校に大きな負担

## 2-6・支障事例

失職事例：長野県公立学校教員 A の場合

A、免許状を追加取得（旧免許状）  
免許が自動的に更新されたと誤認



免許更新状況調査を実施  
A、管理職に更新手続き済と回答

年度末、修了確認期限到来  
A、他校へ異動

# 2-7. 支障事例

## 新旧免許状の違い

区分等	旧免許状所持者	新免許状所持者
免許状の取得時期	H21.3.31以前に免許状を取得 H21.4.1以降に追加取得しても旧免許	H21.4.1以降に初めて免許状を取得
免許状の有効期間 (修了確認期限)	生年月日により区分された修了確認期限を規定	免許状授与に必要な資格取得日の10年後の 年度末が有効期間
有効期間(修了確認 期限)の記載	免許状に修了確認期限の記載なし	免許状に有効期間の記載あり
有効期間(修了確認 期限)の延期	可能 休職者、免許状追加取得者等が対象 申請による(自動延期されない)	可能 休職者等対象(免許状追加取得者非対象) 申請による(自動延期されない)
複数の免許状所持の 場合の有効期間 (修了確認期限)	直近の免許状の授与日から10年後まで、修了確認期限の延期が可能 申請による(自動延期されない) 更新講習の受講義務者に限る 生年月日により規定された修了確認期限と異なる	最も遅く満了する免許状の有効期間に統一される(追加取得した最新の免許状の有効期間に統一) 自動的に統一
免許状の失効	申請期限までに手続きが終了しない現職教員の免許は失効 手続きが終了しない現職教員以外の者の免許状は「休眠状態」。更新講習受講後、回復申請により有効な免許状に。	申請期限までに手続きが終了しない全ての者の免許は失効

## 2-8・支障事例

失職事例：長野県公立学校教員 A の場合

翌年、免許更新状況調査を実施  
A の更新手続き未了が発覚



A、失職（公務員の身分失う）  
代替教員により授業を実施

A、更新講習受講後、免許を回復後、  
臨時的任用職員として勤務

教員採用試験に挑戦中



## 3-1 提案事項と期待される効果

### 提案①

旧免許状所持者が免許状を追加取得した  
場合、修了確認期限を自動延長

新旧免許状ほぼ同様の制度となる

制度誤認がなくなり、免許状失効者が減少

- ・生徒や学校への悪影響が軽減
- ・教育委員会や学校による教員の免許更新  
時期の把握作業が軽減

## 3-2・提案事項と期待される効果

### 提案②

- ・ 個人が所持する教員免許状を1枚に集約
- ・ 免許状等に有効期間満了日等を明記



免許所持者、学校、教育委員会が有効期間を把握



免許失効が減少



- ・ 生徒や学校への悪影響が軽減
- ・ 教育委員会や学校による教員の免許更新時期の把握作業が軽減

# 指定都市における人事委員会の 必置の見直し

(人事委員会の採用試験等に関する  
権限を任命権者の権限とするもの)

神戸市企画調整局